

令和6年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第5日目)

令和6年3月11日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	浄泉和幸	—————	—————
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総 務 課 長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長	川本博孝	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観 光 経 済 課 長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石井友子	書 記	島 秀 明
---------	------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 23 号 令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第 2 議案第 24 号 令和 6 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算  
日程第 3 議案第 25 号 令和 6 年度松田町介護保険事業特別会計予算  
日程第 4 議案第 26 号 令和 6 年度松田町用地取得特別会計予算  
日程第 5 議案第 27 号 令和 6 年度松田町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 6 議案第 28 号 令和 6 年度松田町上水道事業会計予算  
日程第 7 議案第 29 号 令和 6 年度松田町寄簡易水道事業会計予算  
日程第 8 議案第 30 号 令和 6 年度松田町下水道事業会計予算

## 6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。松田町議会定例会本会議 5 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き御苦労さまです。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「議案第23号令和 6 年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さんおはようございます。休会を含めて今日で7日目になりますので、よろしく願いいたします。

また、提案の前に、中津川出納室長ですけども、ちょっと家族の御不幸があったので、今日からちょっとお休みを頂きますので、承知のほどよろしくお願いいたします。

また、今日は御存じのように3月11日ということで、13年前の地震、東北地震の追悼も兼ねてですね、本日の2時46分にサイレンを鳴らすことにしておりますので、その節には御協力のほどよろしく願いをいたします。

それでは、議案第23号令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。

令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,883万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願い申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは国民健康保険事業特別会計について説明させていただきます。平成30年度の国民健康保険制度の広域化により、財政運営の責任主体となった神奈川県からの指導のもと、本町では資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課徴収、保健事業等の事業を担っております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。248、249ページをお開きください。

歳入でございます。款、項ともに国民健康保険税、目、一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数の減少や高齢化などにより保険税額が減少しております。令和5年2月の時点で2,254人だった被保険者が、令和6年2月末では2,151名と103名の減となっております。目、退職被保険者等国民健康保険税は、

退職医療者制度が廃止されたことに伴い廃目となっております。

款、使用料及び手数料、項、手数料は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款、県支出金、項、県補助金は、制度改革により神奈川県から交付されるもので、保険給付費等交付金の普通交付金が主に医療費分として保険給付費に充てられるものでございます。保険給付費等交付金、特別交付金は、糖尿病等の重症化予防や、健康づくり教室など、医療費の適正化に向けた取組等に対する保険者努力支援分制度として交付されるものでございます。

款、財産収入は預金利子でございます。

款、繰入金、次のページをお願いいたします。項、目ともに一般会計繰入金は、全て法定繰入金分でございます。節の1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税減額分を公費で補填する制度で、保険料軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合で、一旦一般会計で負担金を受け入れ、町負担分を合わせて当会計に繰り入れるものです。節2、職員給与費等繰入金は、職員3名分、及び管理栄養士1名分の給与費と、事務費分の繰り入れでございます。節3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2の額を繰り入れるものでございます。節4、財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るために、交付税措置されている金額を繰り入れるものでございます。節5、未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児の均等割保険料の2分の1の減額分を公費で補填する制度として、一旦一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものでございます。節の6、産前産後保険料繰入金は、令和6年1月に新設された制度で、産前産後期間の保険料の減額分を公費で補填する制度です。一旦一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

項、基金繰入金は、令和6年度は財政調整基金の繰り入れを予定しておりませんので廃目となっております。

款、繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額として1,500万円を計上

しております。

款、諸収入、項、延滞金加算金及び過料につきましては、主に保険税の延滞金でございます。目、退職被保険者延滞金につきましては、制度の廃止に伴い廃目となっております。

項、指定公費負担医療立替交付金として、70から74歳の前期高齢者について、法律上2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割分の立替分が国より交付されるものです。

項、雑入の目、一般被保険者第三者納付金と、目、一般被保険者返戻金につきましては、予算の項目立てとなっております。

次のページをお開きください。目、退職被保険者等第三者納付金と、退職被保険者等返戻金につきましては、制度の廃止に伴い廃目となっております。

次のページをお願いいたします。歳出になります。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費の主なものは、職員3名分の給与費や事務費を計上してございます。説明欄2、一般管理経費の主なものは、節の11、役務費の手数料でございます。神奈川県国保連合会…神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務の手数料でございます。2、会計年度任用職員給与費は、レセプト点検の事務員と、一般事務員の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。目、団体負担金につきましては、国保連合会への負担金でございます。項、徴税费、目、賦課徴收費の主なものといたしまして、(2)会計年度任用職員給与費の、収納対策に従事する職員の報酬でございます。

項3…項及び目ともに運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費として、委員6名分の報酬を計上してございます。

款の2、保険給付費、項1、療養諸費は、次のページにまたがりませんが、目の1、被保険者療養給付費は、医科、歯科、調剤の費用に係る、調剤等の医療に係る費用。目の2…あ、違いますね、そうですね。目の2、一般被保険者療養費は、柔整、補装具等の費用でございます。目の3、審査支払手数料は、療養給付費等に係るレセプト審査の手数料で、国保連合会へ支払うものでござい

ます。目、退職被保険者等療養給付費と、退職被保険者等療養費は、制度の廃止に伴い廃目となっております。

項の2、高額療養費は、同月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分について被保険者に支給する制度でございます。目、退職被保険者等高額療養費と、退職被保険者等高額介護合算療養費は、制度の廃止に伴い廃目となっております。

項の3、移送費は、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の転院などをする際の移送費で、科目設定扱いとなっております。

項4、出産育児諸費は、出産育児一時金6件分でございます。

次のページをお願いいたします。項の5、葬祭諸費は、1件5万円の葬祭費25件分でございます。

款の3、国民健康保険事業納付金は、神奈川県により指定された金額を納付するものでございます。前年度比較2,602万7,000円の減となっておりますが、4年度までは県の基金で調整したものが、基金が底をついたため、5年度は直接納付金に市町村分の負担が反映され、約1,500万円の増額となりました。その後、県全体の被保険者数の減少と、本町の被保険者の減少により、今年度は減少となったものでございます。

項の1、医療給付費分は、医療に係る費用としての納付金で、目、退職被保険者等医療費給付費分は、制度の廃止に伴い廃目となっております。

項の2、後期高齢者支援金等分は、現役世代から後期高齢者医療制度への支援金としての納付金で、退職被保険者等後期高齢者支援金分は、制度の廃止に伴い廃目となっております。

項の3、介護納付金分については、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収した分の納付金となっております。

款の4、保健事業費、項、保健事業費、目、保健普及費は、医療費通知等に係る経費や、1件2万円の間ドック補助金90件分の経費でございます。

すみません、次のページをお開きください。また、管理栄養士1名分の会計年度任用職員の人件費を計上しております。目、国保ヘルスアップ事業費は、

平成29年度からの取組で、保険者努力支援制度に係る事業として実施するもの  
でございます。第3期データヘルス計画に基づく被保険者の健康保持増進のため  
の事業として、1、糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施しております。  
2、地域包括システム推進事業では、健康教育の講師等に係る報償費や、地域  
資源を活用した健康づくりなどの事業の委託料を計上してございます。3、特  
定健診未受診者対策事業は、受診率向上のため、過去5年間のデータから受診  
の有無や治療の状況などグループ分けをし、グループごとに勧奨内容や勧奨ス  
ケジュールを立てて、受診の確認、再度の勧奨など、きめ細やかな対応により  
受診率の向上を図ります。4、早期介入保健指導事業は、30代の国保被保険者  
に対して、健診の勧奨や保健指導を行うものでございます。次のページをお願  
いいたします。5、健康相談事業の、一般会計繰出金につきましては、健康福  
祉センター内の未病センターで相談事業を受ける会計年度任用職員の人件費に  
充てるための繰出金でございます。

項、目ともに特定健康診査等事業費は、特定保健指導に係る報償費などの経  
費や、特定健康診査に係る委託料などでございます。

款、項ともに基金積立金につきましては、積立金の利子でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険税過誤納還付金  
や還付加算金などでございます。

次のページをお願いいたします。款、諸支出金、項、償還金…あ、違う違う、  
すみません。退職被保険者等保険税還付金と、退職被保険者等保険税還付加算  
金は、制度の廃止により廃目となっております。

項の2、指定公費負担医療立替金は、負担金補助及び交付金の指定公費負担  
医療立替金となり、70歳から75歳の被保険者の法律上2割の負担を国の政策に  
より1割に減額しているための、1割に相当する額を一旦立替金として支出す  
るもので、同額を歳入で計上してございます。

款7、予備費につきましては、歳入歳出の差引分を計上してございます。

款、共同事業拠出金につきましては、退職者医療共同事業拠出金を項目立  
てしてはりましたが、制度の廃止に伴い廃款となっております。

次の268ページから271ページには国保会計の職員等の給与費明細書が、272ページには債務負担行為調書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 2 番 寺 嶋 何点かお伺いします。1つ目はですね、先ほど加入、被保険者加入世帯、加入人数が2,151人、マイナス103名ということだったんですけども、あと加入世帯もですね、分かればお伺いをします。それで、その推移ですよ。その、その辺のことをまず1点お伺いします。

あとは、これは予測してるのかどうか。1人当たりの保険税に対して保険者1人当たりの保険、被保険、保険税か。保険税の金額。これがね、どのぐらい、前年度等と対比してね、変動があるのか。被保険者が相当減ってますから。

それで、それに基づいてですね、今度は給付費、医療費、一般的には医療費と言ってますけども、じゃあ医療費は1人当たりはどのぐらいになるのか。当然、保険税が少なくて医療費が増えちゃったらね、当然もう経営も苦しいわけですけども、その辺のこの見込みを伺います。

あとはですね、滞納分がありますけども、繰越、滞納繰越分。これは6年度に滞納分を収納するという事なんですけども、実施、実際に滞納というのはもっとあるわけですけどもね、じゃあ全体、全体といいますか、の、どのぐらいの分をね、集めるのか、この滞納分。その辺について分かればお伺いをいたします。

町 民 課 長 世帯数につきましては、6年2月末現在で1,449世帯となっております。前年度が1,516世帯でしたので、67世帯の減となっております。

1人当たりの税の変動ということなんですけども、保険税の率自体は変わってなくてですね、保険料が人数に応じて減ってるという形なので、1人当たりとしてはあまり変わらないのかなと考えてございます。

1人当たりの医療費なんですけども、ちょっとですね、今、手元に資料がないので、特別委員会のときでよろしいですか。（「はい。」の声あり）



滞納繰越分につきましては、本来であれば現年度で全部収納しなければいけないと思うんですけども、退職された方とか、高齢で収入が少ないという方が国保の被保険者の主な方たちなので、なかなか全部集めるというのが厳しいところがございます。一応ですね、目標としましては、全部を取るよという目標ではいるんですけども、実際のところは九十何%とかで、滞納繰越分については三十何%とかという形にはなっております。

12番 寺 嶋 ちょっと最後のほうが聞こえなかったんですけども、滞納繰越分は保険税の収入、収納率自体は九十何%だと思うんですけども、滞納分は三十何%って、今、言いましたっけ。（「三十数%です。」の声あり）はい。

それですね、被保険者の方が100人以上減るということでね、保険税の1人当たりは変わらないということなんですけども、じゃあこの6年度に組んだ予算の中で、範囲内でね、じゃあ事業はね、やっていけるのか。その辺で途中で苦しく…途中でといいますか、何か高額療養費が増えたとか、いろんな要因等でね、実際給付費が増えちゃって、事業が苦しくなったという場合も、なんかも考えられると思うんですけども、今の予算の中でね、そういう事業を十分可能、借金といいますか、ほかから繰り入れなしでやっていけるのか。その辺の見通しをお伺いしまして終わりにします。

町 民 課 長 昨年度は急激に県に納める納付金が増えたんですけども、今年はそれが下がっておりますので、この予算内で事業はやっていけると考えてございます。

12番 寺 嶋 終わります。

議 長 そのほか。

9 番 井 上 前者と同じようなところもあるんですけども、全体としましてですね、国保会計の歳入予算、国民健康保険税もですね、8.5%の減額ということ、それに伴ってですね、歳出の保険給付費もですね、7億9,100万ということで、前年対比8.5%の予算では減額と。決算は4年度の決算しか出てませんけれども、それらと対応した部分でということ。前者もありましたように、加入世帯がですね、令和5年度と6年度の比較で67世帯の減額ということで、これはですね、国保会計の中で県への納付金が減少、令和4年度で県の基金がゼロになっ

て、5年度はその分が増えたので、ここで6年度は減ったという説明がありましたけれども、松田町の国保会計全体のですね、運営としてですね、世帯数が減ったので、それに伴った順調な会計規模の減少ということで、これは特に減少ですよということなのかどうなのかと。

あとはですね、世帯数の減というのが、どういうふうな要因で減少をしたのか。松田町のほうの人口とか世帯数もですね、毎年減少をしていくと。そういった人口減少に伴ってですね、国保世帯もですね、減少をしていったのか。それともやはり産業別の人口等も変化があり、町の商店とかですね、そういった自営の方も減ってきたので、国保加入世帯が減少をしていったのであって、この辺の減少、世帯数の減少によりですね、順当な、適正な、松田町健康保険特別会計の財政は維持をしているというふうに考えるのか。その辺について考えがあればお伺いをしたいと思います。

町 民 課 長 人口そのものも減少しておりますが、団塊の世代の方たちが後期高齢者へ移っておりますので、その分で世帯が減少しているという形で考えてございます。

それとあとはですね、制度改革のときにですね、納付金が制度ができて、負担が増加するというので、松田町の場合は激変緩和措置を受けておりますので、その猶予された分が今、基金として積み立ててありますので、今後はもし足りなくなっても、基金が今、3億円ぐらいありますので、それで対応するという形ですが、当面の間は基金崩さなくてもいけそうな予測となっております。

9 番 井 上 分かりました。団塊の世代がですね、後期高齢者のほうへ移行してるということで、その辺の全体の歳入のほうの、歳入予算額規模、歳出予算額規模も減少していったと。財政運営的には財政調整基金で3億ということで、これも当分の間、崩さなくて運営ができるという見込みだということで了承をしました。以上で終わります。

議 長 そのほかありますか。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、先日設置されました予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

議 長 日程第2「議案第24号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第24号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,431万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300万円と定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険診療所事業特別会計につきまして説明させていただきます。現在国保診療所は月・水・木・金曜日が藤本医師、火曜日が足柄上病院の医師、月曜日のうち第4と第5週は相川医師が担当し、週5日間の診療を行ってございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきますので、282、283ページをお開きください。歳入でございます。款、診療収入、項、外来収入、目1、国民健康保険診療報酬収入は国保加入者、目2、社会保険診療報酬収入は社会保険や共済組合加入者、目3、一部負担金は受診者の自己負担

分として、目4、後期高齢者診療報酬収入は75歳以上の後期高齢者の方の、それぞれ診療報酬収入となります。目5、その他の診療報酬としましては、一般診療報酬となる予防接種や健康診査の収入を計上してございます。

款、使用料及び手数料、項、手数料は、診断書の作成に係る文書手数料となります。項、使用料につきましては、往診の際に自動車手数料を見込んでおりましたが、往診の依頼がなくなったことや、発熱外来を実施していると往診の実施が難しいことから、本年度は廃項となっております。

款、繰入金、項、目、一般会計繰入金は、寄出張所職員が診療所事務を兼務しているため、特別会計にて予算計上している職員の人件費のうち、出張所事務相当分を一般会計の寄出張所費から繰り入れるものでございます。

項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金。財源の不足分を補うため財政調整基金から1,500万円を繰り入れるものでございます。町ホームページや広報紙、タウン紙等で宣伝するなど、収入の増加を目指しておりますが、執行に当たりましては最小限の取り崩しとなるよう努めてまいります。

款、諸収入、項、雑入につきましては、保険診療外となる薬を入れる容器代等に伴う収入でございます。

項、受託事業収入、目、特定健康診査等受託料は、寄出張所で特定健康診査を受けた方1人につき1万2,000円、10人分の受託金を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。款、繰越金は、前年度からの繰越金300万円を見込んでございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。款、総務費、項、施設管理費、目、一般管理費、診療所の管理運営費として人件費や電気料などを計上しております。主なものとしましては、節の18、負担金及び交付金の診療所電気等負担金は、電気料や警備委託料、床清掃委託料などを一般会計の寄出張所費から支出しておりますので、その一部負担金として面積案分等により診療所分として算出し負担するものでございます。次の医師派遣委託料は、足柄上病院から週1日、火曜日に医師を派遣していただくための負担金でございます。現在足柄上病院より6年度は午後の半日の派遣になる方向であるという話があ

り、6年度分の協定書や契約書の案を足柄上病院で作成中ですので、決定した場合には年度途中で減額補正をさせていただき予定でございます。2、会計年度任用職員給与費では、医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員、及び診療所兼出張所職員の計6名分を計上してございます。目2、団体負担金は、医師会負担金などでございます。

款、項…すみません、次のページでございます。款、項、医業費。増額の主な要因は、診療所の患者数の増加を見込んだ医薬品代等の増加によるものでございます。この医業費の支出の主なものは、診療所で使用する医薬品、病理検査などでございます。目1、医療用機械器具費ですが、診療に伴います感染性廃棄物処理委託料、備品購入費としましては自動血圧計を計上してございます。目2、医療用消耗品は、注射器や注射針、包帯やガーゼ、コロナとインフルエンザの検査キット等の医薬品以外を支出するものでございます。目3、医薬衛生材料費は、医薬品代を計上してございます。

次のページをお願いいたします。目4、病理検査費は、血液検査などの分析に係る委託料を計上しております。

款3、公債費は、一時借入金の利子でございます。

款4、予備費は、歳入と歳出の差額を計上してございます。

なお、292ページから295ページに給与費明細書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 田 代 令和4年の決算、このときに監査委員より、財調から基金繰入れをしなければ赤字経営になっているというふうに指摘されております。一方で、少し調べてみたんですけれども、国保財政調整基金の令和2年度の決算書の額は2億9,000万です。10万円止めしております。3年度が3億5,000万円、4年度が3億8,500万ということで、ここまでは監査委員から指摘された4年の決算までは、基金はある程度増加してるんですよね。その後、5年度決算はまだ出てませんが見込みです。見込みということで。それと、6年度予算では基金繰入

額が1,500万、今回計上されてます。このとおり執行した場合の基金残高、要は2年度から4年度までは増加傾向にあると。5年度末と6年度、これはどのくらいの基金があるのかと。これについてお尋ねいたします。

町 民 課 長 5年度末の見込みでございますが、3月補正でお認め頂きました500万円の基金を取り崩しますと、3億6,932万729円となります。それでですね、6年度、ここの1,500万円を取り崩した場合には3億5,430万円という形で。それと国保と診療所分の内訳なんですけれども、6年度の予定で国保の分が3億309万、はい。それと診療所の分が5,122万という形でございます。

8 番 田 代 実際3億、6年度予算ベースで3億5,430万ほど基金残高があるだろうと。ところが、これは国保会計と診療所会計合体してますから、その2会計を別に見ると、国保のほうは3億少々、診療所が5,100万ということですよ、今の回答で。そうすると、例えば今回1,500万でしたっけ、国保会計に繰入れすると。そうすると、3年から4年、このベースで続くと3年から4年で基金が枯渇してしまうと。こういう考えでよろしいですね。はい。

そこで町長に見解をお伺いいたします。監査委員の指摘の中で、診療所収入を増加させる方策を検討し、健全な会計運営になるように努められたいと、このように記載されてます。しかしながら、それで6年度予算も前年対比で、診療所収入をプラス368万になってます。少しでも増やそうというのは予算上で見えます。しかしながら、今、課長から説明があったとおり、火曜日の上病院は一日今まではやってたのが、ここで半日になってしまうって、今、説明されましたよね。そうすると、要するに診療所収入を増やすために5日制でやってたものが、実際4日半になってしまうと、減ってしまうわけですよ。そういった中で、予算上は368万、これはなかなか難しいと思います。そのような中で、町長はこの問題について、要するに診療所収入を増やして赤字経営…健全な経営になるように努められたいと、この監査委員の指摘に対して町長はどのようにお考えでしょうか。

町 長 国保診療所というものを学ばば学ぶほど、こういった事業で黒字になるというのは非常に難しい。これは今現在神奈川県のもので、国保診療所の人たちが

集まってる連合会の役職をちょっと私が今、ちょっとトップをさせてもらってるんですけども、診療所を持ってるところの人たちが集まって、今年議論をさせてもらいましたけど、ほとんどが赤字です。小田原で言うと片浦とかも赤字ですし、相模原のほうも3つ、4つぐらいあるのが来年から2つに統合するとかいうふうな状況で、マイナスの分を何とかしようということでやってる市もあるようです。

松田町は、町単独でこういった格好で持ってる自治体はうちと真鶴ぐらいなんです。山北町さんもあるけども、あれはまた国保ではなくて診療所をやっているような状態ですけども、経営的には厳しいというふうなのが今の現状です。ですので、これを監査委員さんから御指摘頂いているような格好で、そのマイナスを少しでも減らすような御指示を頂いている努力は当然してましますけども、これをやっぱり今までみたいな診療報酬の中で黒字化するのは、非常に今の現状厳しいなど。

しかしながら、今、現状いていただいている藤本先生は、これまでやっぱり山田先生から代わって、ちょっと先生がいろいろ代わったりしながら、イメージはとにかくずっと下がってきてるところを、今、週5、週4.5に今回ちょっとなりそうなところもありますけども、その辺で毎日開けてるというイメージの中から、何とか少しずつ少しずつお客さんが…まあお客さんって、これ本当はね、医療使わないのが一番いいんでしょうけども、顧客というか、信頼受けるような診療所にはなりつつあるので、来年は少しずつ少しずつプラスしていきたい。ただ…というお話を頂いてます。だから医師のイメージも尊重しつつ、先生には言っているんですけども、こういった監査のほうからもお話あるので、令和6年度についてはもう1年様子見ましよう。その中で結果的に、先生が思っているようなイメージと現状のニーズとが合っていないならば、そこから改革をしていきたいと思いますということでお話ししてありますので、もう1年はちょっとそういった格好で温かく見守っていただきながら、国保診療事業を継続してまいりたいというふうに考えてます。以上です。

8 番 田 代 町長のお考えよく理解したつもりであります。私が役場に入った頃は診療所

会計、赤字で当たり前と、そういう認識でおりました。ところが今、山田先生というお言葉頂いたんですけど、平成7年ぐらいというふうな、7、8年ぐらいの記憶あるんですけども、その頃から診療所に来ていただいて、だんだん黒字になってくるんですよ。診療所会計の基金がすごい多くなってきた。一方で、国保が厳しかったので合体したという記憶が残っております。

そのような中で今、新しい先生で、非常に地域のことに前向きな先生がいられると。私も何回か診療所はかかっておりますので、多分あの先生かなと感じます。すごい好感が持てて、患者の立場で見ただけの、すごい親切な先生なので、まれな先生というふうに私は取ったほうがいいのかと思うんですけども、この方に来ていただくともう少し人気が出て、よそからも、町外からも来られるのかな、山田先生のと時のような現象も起きるのかなと、そういうように思っています。

ただ、それもある程度一過性のもので、寄の診療所会計を見ると、やはりこれから厳しいものがあると思います。先ほど町長がお話しされたように、真鶴と松田しか診療所を持ってるところがないと。ある程度両町似てると思います。寄の診療所については、これは合併前からあったような気もするんですけども、地域の診療を守るものだと思います。これ予算書で見ると、歳入の中で…すみませんね、ちょっと時間がかかっています。歳入の、283ページですか。これがすごい顕著に示してると思うのが、診療所収入の一番上が、国保診療収入が予算ベースで5,579万6,000円、社会保険464万4,000円、最後に後期高齢者診療収入が1,538万4,000円なんですよ。そうすると、寄地区で受けてる人は75歳以上の人が多いと。車もない人がいる、外まで出れない。そういったときに寄については、この診療所が高齢者の方になくってはならないものになってると思います。そういった面で、私は歳出の管理、歳出がいい加減で赤字が膨らんではいけないんですけども、徹底して管理すれば赤字分は一般会計から補填して、地域の診療を守ると、地域の方の健康を守るということであれば、私はいいのかなと思います。最後にこのことに関して、町長もう一度御回答をお願いいたします。



町 長 原則は田代議員がおっしゃられるように、もうやっぱり地域の住民の方々の生命という部分の、やっぱりとりでだと思うので、しっかりとやっていかなきゃいけないとは思ってます。ただ、藤本先生もですね、赤字が当たり前だというふうな意識をもともと持っておられましたけども、やっぱりこの状況を見て、やっぱり継続していくためにもその意識だけではよくないというふうな格好で、常にデータを取っていただいている状況です。ですので、そういった部分では藤本先生にも期待をしているところでもありますので、今年1年、とにかくそういう意識を持ちつつですね、地域の方々が安心して暮らせるような診療所として成り立つように、我々もしっかり努力してまいりたいというふうに考えてます。以上です。

8 番 田 代 ではそういったことで、新しい先生と連絡調整を密にしながら、寄診療所の発展を願っております。終わります。

議 長 そのほか質疑ございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、先日設置されました予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

議 長 日程第3「議案第25号令和6年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号令和6年度松田町介護保険事業特別会計予算。

令和6年度松田町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億

6,368万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは令和6年度介護保険事業特別会計予算について御説明をいたします。歳入歳出予算事項明細書により御説明をさせていただきます。

308、309ページをお開きください。歳入から御説明いたします。款、保険料、項、介護保険料、目、第1号被保険者保険料では、65歳以上の第1号被保険者3,729人から、月額保険料基準額として5,200円、所得に応じた14段階の保険料率により納めていただくこととなります。

続きまして、款、国庫支出金でございます。項目ごとに法定割合に応じた額を計上しており、項、国庫負担金、目、介護給付費負担金、節、現年度介護給付費負担金としては、歳出の保険給付費のうち、居宅サービス給付費からは20%分を、施設サービス給付費の15%を国が負担するものでございます。

項、国庫補助金でございます。目、調整交付金、節、現年度調整交付金につきましては、調整率に応じた額を、目、節、介護予防等地域支援事業交付金につきましては、歳出における地域支援事業費のうち、介護予防・生活支援サービス事業に係る国庫分を、目、包括的支援等地域支援事業交付金、節、現年度分包括的支援等地域支援事業費交付金につきましては、包括的支援事業及び任意事業に係る国庫分それぞれを計上してございます。

続きまして、目、節、保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組に応じて交付金として交付されるものでございます。目、節、介護保険保険者努力支援交付金につきましては、介護予

防や健康づくりに資する取組の重点的な評価に対し、交付金として交付されるものでございます。

款、項、支払基金交付金では、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を介護給付費交付金、地域支援事業交付金としてそれぞれ収入するものでございます。

次のページでございます。310ページ、311ページを御覧ください。款、県支出金でございます。こちらは国庫と同様に項目ごとに法定割合により計上してございます。

続きまして、款、繰入金でございます。項、一般会計繰入金では、説明欄の保険給付費の町負担分12.5%分です。それと、職員の給与費、それと事務費、地域支援事業に係る町負担分などを繰り入れているものでございます。

続きまして、312、313ページをお願いいたします。こちらについては、繰越金につきましては、款、項、目、繰越金につきましては、前年度の繰越金を見込んでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。314、315ページを御覧ください。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、説明欄1の職員給与費では、職員2名分の人件費のほか、高齢者のお宅に訪問する際に利用する庁用車に関する3の庁用車管理経費などを計上してございます。

次のページ、316、317ページをお願いいたします。項、介護認定審査会費、目、認定調査費等では、説明欄1、介護認定審査会は12委託料の要介護認定訪問調査委託料や、要介護認定調査員等の報酬5名分の人件費などを計上しております。目、認定審査会負担金では、南足柄で一括し認定審査会の事務を行うための経費、足柄上地区介護認定審査会負担金を計上してございます。

続きまして318、319ページを御覧ください。款、保険給付費でございます。項、目、介護サービス等諸費では、説明欄1の介護サービス費にある各種居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの給付費として、第8期介護保険事業計画等の介護サービス費の実績に基づき積算し計上しております。

続きまして、項、目、高額介護サービス費は、介護サービス費の月々の自己

負担が上限を超えた場合に給付されるもので予算を計上してございます。

続きまして320ページ、321ページをお開きください。項、目、特定入所者介護サービス費でございます。主に所得が低い方が施設サービス等を利用した際の食事や宿泊に係る費用の一部を保険にて給付する経費でございます。項、目、高額医療合算介護サービス等では、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に対し、自己負担限度額を超えた分を支給し、自己負担の軽減を図るものでございます。

次のページ、322、323ページをお願いいたします。款、地域支援事業費でございます。項、地域支援事業費、目、一般管理費では、説明欄、職員給与費は、地域包括支援センター職員2名分の人件費や、13の使用料及び賃借料として、地域包括支援センターシステム賃借料などを計上してございます。

次のページ、324、325ページをお開きください。目、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。説明欄を御覧ください。1、サービス事業費につきましては、訪問型サービスは町直営の訪問型介護予防事業として、身体介護や生活支援、保健師、作業療法士の訪問や口腔機能改善事業を行い、2の通所型サービスでは、運動器の機能向上事業や機能訓練、社会福祉協議会の事業であるミニデイサービスへの事業補助金などを計上しております。3の生活支援サービスでは、食のアセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を進めるための経費を計上しております。

続きまして326、327ページをお開きください。目、説明欄も同じ一般介護予防事業費でございます。高齢者の体力維持や機能強化のため、火曜体操会、はつらつ運動教室、作業療法士の指導など、介護予防事業を継続して実施するための経費を計上してございます。目、包括的支援事業・任意事業費では、説明欄の1の包括的支援事業は地域包括支援センター運営経費のほか、2、権利擁護事業では権利擁護の取組に係る経費を、続きまして328、329ページを御覧ください。説明欄3の任意事業では、介護する家族を支援する家族介護教室や、身寄りがなく自身で判断ができなくなった高齢者の支援として成年後見制度利用支援事業を、ひとり暮らしの高齢者の見守りのため、緊急通報装置等による

サービス業などの経費を計上してございます。説明欄4、在宅医療・介護連携事業として、足柄上1市5町で共同で設置している在宅医療・介護連携支援センターの運営のための経費や、5の生活支援体制整備事業として、社会福祉協議会と連携し、住民主体の支え合いの仕組みづくりの取組を行うほか、6、認知症総合事業では認知症初期集中支援のほか、今後高齢化に伴う増加が見込まれる認知症の方の支援として、認知症サポーターの養成や育成、交流の場でもある認知症カフェの充実など、寄り添った施策を実施してまいります。

次のページ、330、331ページを御覧ください。最下段、款、項、目、同じ予備費につきましては、2,310万円を計上しております。

以上、歳入歳出総額11億6,368万4,000円となります。

なお、332ページから335ページにわたり職員の給与費明細を、336ページには債務負担行為に関する調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 寺 嶋 まずですね、要介護認定者数の現状と推移を伺います。あとはですね、今回は介護サービス保険給付費が若干減っておりますけど、減っておりますが、その他の高額介護サービスとか増えています。それで実際ですね、これは実際のいろいろなサービスの用途に応じて、それが確定して、それで保険料がね、決まると思うんですけども。全体のサービスのサービス料といいますかね、これは前年対比ではどのようになっているのでしょうか。以上です、取りあえず。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。認定者数につきましては、一応計画のほうではですね、第9期のほうではやはり後期高齢者の方がですね、増えていくということで、令和9年をピークにまた減るんですけども、そこまでは増えていくということもございますので、認定者数については増える見込みを考えております。630前後ぐらいということで、平均すると640人ぐらいのところを考えております。それと高額につきましては、松田町ですね、所得の割合という感じで見えていくとですね、やはり低所得者の方がですね、全体の3分の2ぐらいいるということで、やはり高額につきましては所得の低い方に対する給付という

ことになりますので、こちらについては増えていくのではないかと。やはり増額せざるを得ないのではないかとということで、金額の、予算のほうを上げております。サービス料につきましてはですね、やはり今年度、この第8期につきましては、認定者数が少しずつ下がってる、自然減ということで亡くなられている方が多かったということもありましたので、給付のほうは下がっております、その実績で考えていくと、そこまで増えるというよりは横ばいか少し、横ばいぐらいなのかなというところで積算のほうはしております。以上です。

12番 寺 嶋 介護保険給付費、介護サービス料なんですけども。若干下がってるか増える…あまり変わらない、そんな変わらないようだ、需要はね、ということなんですけども。じゃあ介護サービス給付費と、それから大きく分かれて介護予防サービス給付費って、介護と予防とね、大きく2つあるんですけども。この辺はどのように変化してるのでしょうか。それからですね、全体的にも保険給付費が減ってるということなんですけども、ただ、保険料はね、逆に第1号被保険者保険料が314万円ほど増えてるんですよ。この要因としてはどのようなのでしょうか。どのようなことが考えられるのでしょうか、お伺いします。

福 祉 課 長 質問にお答えいたします。給付の関係で、予防と通常の介護のサービスということなんですけれども、やはり予防事業のほうについても、やはりコロナの関係もありまして、やはり認定者数というか、介護の申請をされる方というのがやはり予防になる確率のほうが多かったりしますので、予防の方も少しずつ増えてきている状況ではございます。そのまま維持される方もいますし、例えば重たい病気というのをそこで併発すると、そのまま介護に切り替わっていくということもありますので、こちらについてはその方の状況に応じてというところで増えていくことも考えられます。

あと保険料につきましてはですね、第9期の介護保険事業計画を策定した中ではですね、やはり65歳以上の方というのは減る、少しずつ若干、少しずつ減ってきてはいるんですけども。後期高齢者の方が増えていくってところで、先ほどお話ししたように、認定者数のほうも640人前後になるのではないかと

いう予測のもとで考えていくと、併せて給付のほうもある程度必要になってくるだろうと。そうした中で保険料を積算するとですね、やはりどうしても低い金額で抑えることができなかつたということもございますので、この上がって理由については、今まで5,100円で考えていたんですけども、第9期のほうでは、6年度からは5,200円ですね、基準額のほうを変えておりますので、その分というのは少なくとも増額したようになるかと思えます。

12番 寺 嶋 終わります。  
議 長 そのほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、先日設置されました予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議 長 ここで暫時休憩といたします。10時30分より再開いたします。(10時13分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時30分)

日程第4「議案第26号令和6年度松田町用地取得特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第26号令和6年度松田町用地取得特別会計予算。

令和6年度松田町用地取得特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,534万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、令和6年度松田町用地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、346ページ、347ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。歳入でございます。款1、繰入金、項、目とも一般会計繰入金です。これはですね、町屋地区住宅の用地取得に伴う借入金元利償還金分として、一般会計からの繰入金を見込んでおります。

款、項、目ともに繰越金、前年度繰越金を計上しております。

恐れ入ります、次ページ348、349ページをお願いいたします。歳出になります。款、項、公債費、目1、元金は町屋地区用地の元金返済分でございます。目2、利子は町屋地区用地の元金の利子分となります。款2、予備費を計上しております。

恐れ入ります、次の350ページに公債費元利償還金の内訳を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、先日設置されました予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査



することに決定いたしました。

議 長 日程第5「議案第27号令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第27号令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,428万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は平成20年度から始まり、保険料の決定や医療の給付などは神奈川県後期高齢者医療広域連合にて行い、申請や相談などの窓口事務や保険料の収入については町が行ってございます。令和5年1月末の被保険者数は2,093人となり、人口の高齢化により年々被保険者数が増加しております。令和6年2月1日の人口1万287人に対して、2,093人は20.3%を占めております。後期高齢者医療関係では、この特別会計のほかに一般会計から後期高齢者医療広域連合へ支出をする広域連合事務費負担金849万5,000円と、法で定められた市町村定率負担金1億3,637万9,000円を計上してございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。360、361ページをお開きください。歳入でございます。款、項、目、ともに後期高齢者医療保険料は、広域連合により決定されますが、保険料につきましては2年ごとに見直され、令和6年度は改定の年となります。均等割は5年度の4万3,100円から4万5,900円に、所得割は8.78%から10.08%へ変更の予定となっております。令和6年3月27日の令和6年広域連合議会第1回定例会にて議決

を得た後、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、新たな保険料の決定となるものでございます。なお、後期高齢者医療保険につきましては、本人負担を除いた医療に係る経費の約1割を被保険者の保険料で賄い、約5割を国、県、市町村の負担金等の公費で、4割を国保を含めた他の医療保険からの支援金で賄われているものでございます。

款の2、使用料及び手数料は、督促状の発行手数料でございます。

款の3繰入金、項、目ともに一般会計繰入金、節の1、保険基盤安定繰入金は低所得者の保険料軽減分を公費で補填するための制度です。一般会計で収入した県費の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金4分の3と、町の負担分4分の1を合わせて繰り入れるものです。節の2、事務費繰入金は歳出における一般管理経費に、節の3、事業費繰入金は歳出の保険事業費の財源とするものでございます。

款、項、目、ともに繰越金は前年度繰越金でございます。

次のページをお開き願います。歳出でございます。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費は、被保険者証の発行や郵送料など、一般的な事務に係る経費を計上しております。

款、項、目ともに後期高齢者医療広域連合納付金。保険基盤安定負担金は一般会計からの繰入金と同額を、保険料納付金は町で徴収する保険料を広域連合に納付するものでございます。

款の3、諸支出金、項の1、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料過誤納還付金と還付加算金でございます。

款、項ともに保健事業費は、次のページをお開きください。目の1、保健普及費では人間ドック補助金として、受診者に対する費用の補助を1人2万円、60件分を計上しております。目の2、保健事業費は、国民健康保険事業との同時実施となりますが、年齢到達により後期高齢者医療被保険者となられても、継続して利用いただけるように配慮しまして、糖尿病性腎症重症化予防事業に微力ながら取り組ませていただくための費用でございます。

款の5、予備費につきましては、歳入歳出の差額分を計上してございます。

なお、366、367ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上となります、よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なしとのお声ですが、この辺で質疑を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、先日設置された予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

議 長 日程第6「議案第28号令和6年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第28号令和6年度松田町上水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和6年度松田町上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、4,450戸。(2)年間総給水量、104万8,500立米。(3)1日平均給水量、2,873立米。(4)主要な建設改良事業、宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事(電気設備)6,626万円。宮下水源受水槽浸水対策工事1,738万円。

(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、水道事業収益1億3,060万6,000円、第1項営業収益1億487

万9,000円、第2項営業外収益2,572万6,000円、第3項特別収益1,000円。

支出、第2款、水道事業費用1億3,060万6,000円、第1項営業費用1億2,199万1,000円、第2項営業外費用428万2,000円、第3項特別損失1万円、第4項予備費432万3,000円。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,653万8,000円は過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補填するものとする。)

収入、第3款、資本的収入6,240万円、第1項企業債6,220万円、第2項負担金20万円。1ページおめくりください。

支出、第4款、資本的支出1億4,893万8,000円、第2項建設改良費1億3,249万7,000円、第2項企業債償還金、1,644万1,000円。

(企業債)第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。記載の目的、上水道事業。限度額、6,220万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、措置期間及び償還期限を短縮もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えることができる

(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費、2,074万6,000円。

(棚卸資産の購入限度額)第8条、棚卸資産の購入限度額は236万1,000円と定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長      それでは御説明いたします。372ページをお願いします。企業債につきましては宮下水源の電気設備及び浸水対策工事ほかに係る分に充てるものでございます。

少し飛びまして386、387ページをお願いします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益につきましては、水道使用料、水を売ることにより収益を得る分です。令和5年度の実績と見込みにより、前年度対比160万6,000円、1.6%の減としております。目3、その他営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や他会計負担金としまして、下水道使用料徴収事務負担金等でございます。項の2、営業外収益、目2、雑収益につきましては、寄簡易水道事業特別会計からの事務委託分の購入金や加入負担金でございます。開発の減少に伴い、加入負担金の減となり、前年度対比250万8,000円の減としております。目3、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

388、389ページをお願いします。支出です。水をつくるための費用や日常的な業務委託でございます。款の2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費につきましては、水源などの施設に係る保守点検等委託料や動力費、電気料のことですが、主なものでございます。令和4から5にかけて高騰した電気料につきましては落ち着きを見せ、前年度対比484万8,000円の減としております。

390、391ページをお願いします。目3、総係費につきましては、一般事務関係の費用でございます。

392、393ページをお願いします。目4、減価償却費と5、資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、建設改良費の補填財源として留保されるものでございます。項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、配水管布設替えなどの事業に対する企業利息23件分の償還金でございます。目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

396、397ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。ここからは4条予算の収支となります。款3、資本的収入、項、目ともに企業債につきましても、宮下水源の電気設備及び浸水対策工事、河南沢配水池倉庫設置工事等についての記載でございます。項2、負担金、工事負担金につきましても、下水道工事により水道管が支障となる場合を想定して、配水管布設替え工事の負担金を下水道事業会計より収入するものでございます。

398、399ページをお願いします。支出です。款4、資本的支出、項、目ともに建設改良費の節1、報酬につきましても、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。節15、委託料につきましても、宮下水源水害対策工事施工監理業務委託と、籠場橋給水管耐震化布設替え工事の詳細設計について委託するものでございます。21、工事請負費につきましても、宮下水源の電気設備及び浸水対策工事、河南沢配水池倉庫設置工事、神山配水池無停電電源装置更新工事に係るものでございます。目2、固定資産購入費につきましても、量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換しており、415器分を計上しております。

400、401ページをお願いします。項、目ともに企業債償還金につきましても、企業債元金17件分の償還金でございます。

なお、378ページから384ページにキャッシュ・フロー計算書、予定損益計算書、予定貸借対照表、注記を、402ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

9 番 井 上 1点お伺いをいたします。水道事業のほうのですね、収入でですね、今説明がありましたページ388ページの中の…すみません、386ページですね。営業収益。給水収益が前年度予定の予算額に対しまして、160万6,000円の減額だということの説明がありました。これのですね、給水収益の減少した理由とですね、

全般的にこの水道事業収益に対しての歳出の営業費用の中で、原水388ページの水道事業費用ということで、そちらも併せて前年度比がですね、484万8,000円というふうな減額になっています。これらの要因。一般的にはかなり光熱水費等がですね、高騰をしてるということでありますが、それらとの関係をですね、説明をお願いいたします。

環境上下水道課長　　まず386ページの収益、給水収益につきましては、業務用がですね、単価、給水単価が減ってます。企業のほうで使われている水道を節水されている可能性があるのか、事業をやらなくなったかというところで、かなり金額が落ちておまして、それが主な影響でございます。支出のほうにつきましては、先ほどおっしゃるとおり、動力費、電気料につきましては、一時上がっていたんですが、そこまで必要でないということで、ここが一番大きく増減に影響してるものでございます。以上です。

9 番 井 上　　今業務用の単価というふうな説明かと思いますが。業務用のほうでですね、収入のほうが大分減ったというふうに理解をしていいのかですね、それとももう全体的に水道の需要が減ってきたので、口径等を変更してですね、単価が下がったというふうな理解なのか、そこを再度お願いをしたいと思います。

それとですね、業務用以外ですね、一般用といいますか、民生用のほうの収益に対しては令和6年度ではどういった予算立てをされているのかですね、説明をお願いいたします。

環境上下水道課長　　業務用につきましては実際に令和5年度に使用した実績をもとに計上しておりますので、それで比較しますと、前年度に比べるとかなり下がっているということで、そのような数字、落ちたということになっております。一般用につきましては、件数につきましてはほとんど変わっていません。金額につきましても大体同じような金額になっております。なので、業務用が一番影響しているということになります。以上です。

9 番 井 上　　分かりました。一般用のほうはですね、ほぼ同じということで、業務用のほうがちょっと要因的にはやはり全体的に需要が少なくなったという理解でいたしました。ありがとうございました。

議

長 その他質疑ございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、先日設置されました予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

議

長 日程第7「議案第29号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 議案第29号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和6年度松田町寄簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1)給水件数、720戸。(2)年間有収水量、18万1,040立米。(3)1日平均有収水量、496立米。(4)主要な建設改良事業、萱沼送水ポンプ場第1号送水ポンプ更新工事308万円。

(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町上水道事業会計から長期借入金1,000万円を借り入れる。

収入、第1款、水道事業収益3,309万4,000円、第1項営業収益1,622万4,000円、第2項営業外収益1,686万9,000円、第3項特別収益1,000円。

支出、第2款、水道事業費用4,123万3,000円、第1項営業費用3,815万8,000円、第2項営業外費用307万4,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費0円。



(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,884万円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額で補填するものとする。

収入、第3款、資本的収入300万円、第2項企業債300万円、第2項負担金0円。

支出、第4款、資本的支出2,184万円、第1項建設改良費577万3,000円、第2項企業債償還金1,606万7,000円。1ページめくってください。

(企業債) 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道事業。限度額、300万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内(ただし年率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据え置き期間及び償還期限を短縮もしくは繰り上げ償還、または低利に借り入れることができる。

(一時借入金) 第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(他会計からの補助金) 第7条、寄簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は920万6,000円である。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。

418ページをお願いします。企業債につきましては萱沼送水ポンプ場送水ポンプの更新工事に充てるものでございます。

少し飛びまして432、433ページをお願いします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益につきましては、水道使用料、水を売ることにより収益を得る分でございます。令和5年度の実績と見込みにより、前年度対比158万9,000円、9.1%の減としております。目3、その他営業収益につきましては、給水装置の開始・

中止の手数料や、他会計としまして消火栓維持管理負担金でございます。項の2、営業外収益、目2、雑収益につきましては、一般会計からの繰入金や加入負担金でございます。令和5年度に動力費の高騰のため補填した一般会計繰入金の基準内繰り入れが減少したことにより、前年度対比1,192万8,000円の減としております。目3、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

434、435ページをお願いします。収入、支出です。水をつくるための費用や日常的な業務委託でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費につきましては、水源などの施設に係る保守点検等委託料や動力費などが主なものでございます。

436、437ページをお願いします。目3、総係費につきましては一般事務関係の費用でございます。目4、減価償却費と5、資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、建設改良費の補填財源として留保されるものでございます。項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、配水管布設替えなどの事業に対する企業債利息31件分の償還金でございます。目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

440、441ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。ここからは4条予算の収支となります。款3、資本的収入、項、目ともに企業債につきましては、萱沼送水ポンプ場1号送水ポンプの更新工事についての起債でございます。

442、443ページをお願いします。支出です。款4、資本的支出、項、目ともに建設改良費の節1、報酬につきましては、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。21、工事請負費につきましては、萱沼送水ポンプ場1号送水ポンプの更新工事が主なものでございます。目2、固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換をしており、45器分を計上しております。項、目と

もに企業債償還金につきましては、企業債元金の24件分の償還金でございます。

なお424ページから430ページにキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、注記を、444ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 1 番 飯 田 何点か質問させていただきます。まずですね、寄地区に住んでられる方はですね、1日も早く以前から松田の上水会計と一緒にしてもらいたいというふうな願望があったわけなんです。それまで寄地区の簡易水道事業というふうなことで、松田地区と分かれて、別々な会計処理だったわけなんです。企業会計になることをきっかけにですね、ひとつ一緒になれるのかなという淡い期待を持っておったわけなんです。今までと同じというふうなことで、どうして一緒になれないのか。その原因ですね。それで、そういった検討をね、なされたのかどうか。その辺をお伺いしたいのと、もう一つは松田町上水道企業会計から長期借入れで1,000万借りてますよね。これは上水道、松田町上水道企業会計のどこに当てはまるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。まずそこまで。

環境上下水道課長 まず統合についてなんですが、まずはですね、企業会計に簡易水道特別会計を移行しまして、その状況を見て今後統合するかどうかというのは判断したいということで、今の時点ではまずは企業会計化するという事です。寄の簡易水道事業につきましては、施設等がなかなか不明な部分が多かったんですけど、ここで企業会計化することに当たって、まずは一から洗い出しをしました。そこをちゃんと確定させた上で、今後どのように判断するかを考えていきたいということで、審議会の中でも統合については話は出てますけど、今の時点では今のような話で、この企業会計化の時点では統合という話はございません。あとは、かつて寄と松田の間で実際に…あ、すみません、それ下水道でしたね、すみません。以上でございます。

あと、2点目の1,000万の話です。すみません、こちらですね、借入金に

つきましては、この支出のところに出てきません。そういうふうな企業会計の  
つくりになっております。以上です。

1 1 番 飯 田 出てきませんということはちょっと理解できないんですけど。じゃあ、もし  
この長期借入れが発生するときは、どこから出すんですか。

環境上下水道課長 貸借対照表の中の未収金という中に…（「何ページでしょうか。」の声あり）  
382ページです。382ページの下のほうに、2、流動資産（3）未収金ってござ  
います。上水道会計ですね。382ページの下のほうに流動資産（2）未収金と  
いうふうに書いてあります。この中に1,000万が含まれています。以上です。

1 1 番 飯 田 ここに含まれているというふうなことですよね。分かりました。それとあと、  
今回は企業会計のほうになったときにですね、統合はできなかったけど、この  
先、統合してもらえる可能性はあるというふうな解釈で、可能性あるというか、  
それは検討するというふうなことでよろしいでしょうか。

環境上下水道課長 今後ですね、またすぐに4月から審議会を行いますので、その辺も含めて検  
討はしてまいります。

1 1 番 飯 田 同じ町民ですのでね、同じレベルの水を飲まさせていただきたいというふう  
に思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それとですね、今の借入金、長期借入れの話なんです。一緒になっちゃえ  
ばこれ、消えちゃうのか、あるいはもし一緒になれなかったらこの寄のほうの  
簡易水道事業のほうからですね、返済ということ発生すると思うんですよ。お  
金借りて、長期で借り入れてるっていうことはね。その辺は町のほうはどうい  
うふうにお考えなんですか。

環境上下水道課長 現時点では寄簡易水道事業は統合するという事は考えないで、あくまでも  
会計事業を成り立たせるためにはこうするしかないということで、上水道会…  
同じような事業の上水道会計からお金を借りるということで、将来的に一緒にな  
るからここから借りるという話ではございませんので、あくまでも今の時点  
でやりくりするためには、このやり方を選択いたしました。以上です。

1 1 番 飯 田 借りた以上、返済しなきゃいけないですよ。その返済はどういうふうなお  
考えで長期借入れをしたんでしょう。

環境上下水道課長　　そうなりますとなかなか厳しい話になります。寄簡易水道事業は非常に厳しい会計でございます。全国的に、水道事業につきましては水道料金収入の減ということで、人口減少だったり、節水意識の向上、節水機器の借換え…買換えですか、がまず1点目の問題。2つ目に燃料費の高騰等があつて、急激にここで水道事業というのは全国的に厳しくなってます。それに加えて施設の老朽化というのと更新というのが出てきてまして、これは簡易水道だけじゃなく、上水道会計も同じでございます。そういった中、簡易水道会計は非常に厳しい状況なので、今後資金をどうやって収入を増やすかってことなんですけど、今の時点、もうやり尽くすことはやり尽くしたというのが町の考えです。（「そんなこと聞いてない。そんなこと聞いてない。だから、借りた1,000万は、今後、じゃあ、統合したら、たられればどうなるのって。」「議長、発言を規制してくださいよ。」の声あり）すみません。統合したらどうなるか。統合した場合には、そこで返済は終わることにはなりません。以上です。

11番 飯 田　　大体分かりました。考え方としては、それでですね、秦野市で秦野の名水「丹沢の雫」というのを出してますよね、ボトルで。今、1本幾らするか知らないんですが、前は100円だったんですよ。それで、この水がですね、国が選定した名水百選、30周年記念して総選挙行ったそうなんです。もう7年ぐらい前の話なんです。そこで秦野の水の「丹沢の雫」というのが1位を取ったというふうなことで、松田地区の寄でも同じ丹沢ですよ。同じ水だと思うんですよ、丹沢の水で。そんなに全国的にね、評価されてる水だったら、松田町でもですね、売り出したらどうかというふうな、ちょっと考え持ちちゃうんですが。これを見てますとね、秦野の場合、地下100メートルから汲み上げた、処理して利用した上水道、上水道から採取してですね、工場で塩素を抜いてボトリングしてると。それだけらしいんですね。年間6万本ぐらい売れてるといふふうなことがありますのでね、こういうのもちょっと参考に、ちょっと水事業というものをね、考えたらどうかなというふうに思うんですよ。

それともう一つ、これちょっと余談になりますけど、私が、六、七年前ですね、ちょっと虫沢のほうをちょっと用事があつて歩いてましたら、ある人が虫

沢川の端っこを歩いてたんですね。それでいろいろその人と偶然話したんですけど、そこ虫沢へ何にしに来たかという、本当かうそはちょっと分からないんです、今になってみますとね。虫沢の水をですね、横須賀まで引いて、中東から運んだ原油をですね、日本へおろしますよね。それで帰りにですね、その船に水を積んで中国へ売るとい、何かそんなふうなビジネスがあるそうなんですよ。それで、その虫沢川に調査に来てるんだというふうな話を聞いたんですが、それほど中国とか外国では水がね、すごくこう需要が高いという国もかなりあるみたいなんですね。日本国内だけじゃなくて、その辺も併せてですね…（「…な質問は止めさせてくださいよ。」の声あり）

議 長 質問は端的にお願いします。

11番 飯 田 その辺もちょっと研究していただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上で質問終わります。

環境上下水道課長 先ほどの水事業につきましては、実はこちらにも動いて研究はしておりますので、今後ちょっとどうなるかはまたその結果により御報告させていただきたいと思えます。以上です。

11番 飯 田 終わります。

議 長 そのほか。

9番 井 上 今、前者の質問とも関連するんですけども、ページ417ページのですね、予算の中に、第3条で上水道事業会計からの長期借入れ1,000万円ということで、議案として載ってます。これは1,000万円を借り入れるというのは、やはり私は赤字補填のためだというふうに理解をいたしました。この1,000万円を繰り入れないとですね、どの程度の赤字、6年度予算としての会計をですね、組む上で赤字になったのか、お分かりになればお伝えいただきたいと思えます。

また、今の質問の中でもですね、その長期借入金1,000万円を借り入れるということで、これは上水道事業会計に返済をします。来年度、令和7年度以降で返済に入るといふふうに理解しましたが、利率と利子と元金をどのぐらいですね、返済をする予定でいられるのか。また、7年度以降もですね、この寄簡易水道事業会計の厳しい状況というのは変わらないということであるとすると

ですね、来年、令和7年度以降でこの辺の借入れに対しての見込みがあればですね、その見込みを教えてくださいと思います。

環境上下水道課長 まず1,000万円につきましては、この1年間事業を行わなければならない、そういった中で必要な金額が1,000万。これがないと現金のバランスが取れないということで、1,000万を設定しております。

返済につきましては、元金、元利均等払い、5年据置き10年返済で考えております。利率につきましては、直近の財務省財政融資資金の金額に合わせた利率を採用いたします。7年度以降につきましては、実際に予算化してみないと分かりませんので、そのときに見合った金額で計上することだと思います。以上です。

9 番 井 上 まず1点目のですね、1,000万円借入れをするということで、ほぼ1,000万円が赤字だということですか、それとも、700万円、800万円なんだけれども、ある程度まとめたといいますか、切りのいい数字として1,000万円なのか、そこがですね、再度ちょっとお願いをしたいと思います。

返済のほうはですね、元利均等で5年据置きの償還だということで、そこまで分かりましたが、5年後以降ですね、6年から利子だけではなく元利均等になるということであるとすると、その見込みというのは、この最終のですね、公債費の一覧表の中には、これは出てきていないということで理解をしてよろしいのでしょうか。ちょっとそこが不明点ですので。この一番下にある、公債費の一番下の1,060万円というのは多分違うと思うんですけどもね、再度お願いをいたします。

環境上下水道課長 先ほどのですね、1,000万円の理由につきましては、420ページ、421ページを御覧いただきます。この収入から…420、421ページです。これを支出から収入を引きますと813万9,000円足りない。それがこの1,000万を充てる理由でございます。

元利償還金につきましては、起債をするわけではございませんので、一番後ろのところには載っておりません。以上です。（「元利金というのは額になっている。これ何年の返済。」の声あり）返済は10年返済でございます。以上で

す。

9 番 井 上 分かりました。公債費の一覧表には載ってないということで理解をしました。赤字額は813万円と、420ページの、421ページとの差額ということで理解をしました。

あとですね、10年間の返済ということですので、元利均等の額が分かればですね、教えていただきたいんですけども。まだ利率等が確定してないから分からないということでしょうか。

環境上下水道課長 すみません、今ちょっとその金額持ってないので、もし回答できるのであれば特別委員会のほうでお願いします。

9 番 井 上 それではですね、その辺は、じゃあ、将来的にどの程度の寄簡易水道事業会計の負担が、負担としてですね、見込めるのかというところになるかと思えますので、細かいところにつきましては特別委員会をお願いをしたいと思います。終わります。

議 長 その他質疑ございませんか。

4 番 中 津 川 今いろいろとお話を伺ってる中で、上下水道事業のほうから1,000万円を借り入れるということなんですが、大変厳しい経営状況ということで、町としてですね、今後その水道料金の値上げとかについてですね、どのようなお考えですか。ちょっとその辺を伺わさせていただきます。

環境上下水道課長 現在ですね、松田町の水道料金につきましては、水道統計によりますと、3世帯の1か月水道料金、2021年度で言いますと、全国で10番目に安いような、そういう状況でございます。水道料金安いのはいいんですけど、この前、中津川議員のほうから一般質問で頂いたとおり、何も施設の更新ができないような状況では事業展開ができません。そういったことで、今後すぐに審議会を行いますので、その中でどうしていくかというのを検討してまいります。以上です。

4 番 中 津 川 水道施設の耐震化ということで、先日一般質問をさせていただきましたけども、企業会計ですから、大きな工事をすればそれだけ水道料金に跳ね返ってきますので、バランスのいいですね、水道の供給と料金との関係ありますので、ぜひ審議会のほうで十分な検討をしていただければと思います。以上となりま



す。

議 長 そのほか質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

なしとのお声ですが、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきまして、先日設置されました予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

議 長 日程第8「議案第30号令和6年度松田町下水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第30号令和6年度松田町下水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和6年度松田町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1)接続件数、4,000戸。(2)年間有収水量、94万立米。(3)1日平均有収水量、2,575立米。(4)主要な建設改良事業、庶子2号マンホールポンプ1号ポンプ更新工事、330万円。

(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町一般会計から長期借入金1,000万円を借り入れる。

収入。第1款、下水道事業収益2億4,489万1,000円。第1項営業収益1億608万5,000円、第2項営業外収益1億2,880万5,000円、第3項特別収益1,000

円。

支出、第2款、下水道事業費用2億6,813万1,000円。第1項営業費費用2億4,784万8,000円、第2項営業外費用1,874万9,000円、第3項特別損失153万4,000円、第4項予備費0円。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,844万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする)

収入、第3款、資本的収入4,620万円。第1項企業債4,610万円、第2項負担金10万円。

支出、第2款、資本的支出1億2,464万3,000円。第1項建設改良費1,955万9,000円、第2項企業債償還金1億508万4,000円。

1 ページおめくりください。(企業債)第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、下水道事業。限度額4,610万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内。ただし、利率の見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府その他金融機関の資金について、その融資条件による。ただし、据置き期間及び償還期限を短縮、もしくは繰上げ償還または低利に借り換えることができる。

(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(議会の議決を得なければ流用することができない経費)第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費520万1,000円。

(他会計からの補助金)第8条、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は6,326万3,000円である。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。

458ページをお願いします。企業債につきましては、世代間における維持管理に係る負担額を平準化させる資本費平準化債や、特別措置分などの準建設改良起債、庶子2号マンホールポンプ更新工事、酒匂川流域下水道事業建設費負担金等に充てるものでございます。

少し飛びまして、472、473ページをお願いします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出の収入です。款1、下水道事業収益、項1、営業収益、目1、下水道使用料につきましては、受益者負担の原則にのっとり、公共下水道に接続されている皆様よりお支払いいただいた下水道使用料を集計したものです。令和5年度の実績と見込みにより、前年度予算額とほぼ同額としております。目4、その他営業収益につきましては、松田町の登録いただいている指定工事店責任技術者の新規更新に係る登録手数料でございます。項の2、営業外収益、目3、他会計負担金につきましては、一般会計からの繰入金で、元利償還金の減により、前年度対比1,336万9,000円の減としております。目6、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

474、475ページをお願いします。支出です。公共下水道事業の維持に係る費用や日常的な業務委託でございます。款の2、下水道事業費用、項1、営業費用、目1、管渠費につきましては、施設管理費用に係る委託料では、下水道流量計やマンホールポンプの保守点検や清掃に係るものでございます。目2、総係費につきましては、職員給料など、一般事務関係の費用でございます。

476、477ページをお願いします。節16、委託料にある下水道使用料徴収事務委託料につきましては、下水道使用料の入金消込処理などは上水道事業の事務に含まれているため、徴収に係る費用について上水道事業会計へ支出するものでございます。節28、負担金の公営企業会計システム負担金につきましては、令和6年度より新設された公営企業会計システムをクラウド設備で使用するための負担金でございます。目3、流域下水道管理運営費負担金につきましては、

酒匂川流域下水道の維持管理に係る負担金でございます。目4、減価償却費につきましては、実際の支出は伴いませんが、資本的支出のための留保資金となるものでございます。項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、公共下水道の管渠敷設などの事業に対する企業債利息121件分の償還金でございます。目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料等の収入に含まれる消費税…下水道使用料の収入に含まれる消費税でございます。項3、特別損失につきましては、企業会計の法的化全面適用に初年度のみ発生する費用でございます。

480、481ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入です。ここからは4条予算の収支となります。款3、資本的収入、項、目ともに企業債につきましては、世代間における維持管理に係る負担額を平準化させる資本費平準化債や特別措置分などの準建設改良起債、庶子2号マンホールポンプ更新工事、酒匂川流域下水道事業建設費負担金等についての起債でございます。

482、483ページをお願いします。支出です。款の4、資本的支出、項、建設改良費、目、管路建設改良費につきましては、污水管渠清掃委託料などの資産維持や取得に係る費用でございます。節22、工事請負費につきましては、主に庶子2号マンホールポンプの更新工事に係るものでございます。目2、流域下水道建設費負担金につきましては、主に下水処理に必要な施設の改良等に係る工事や委託でございます。項、目ともに企業債償還金につきましては、企業債元金105件分の償還金でございます。

なお、464ページから470ページにキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、注記を、484ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 先ほどのですね、寄簡易水道事業のところでも企業会計化をしたということと同じ形でですね、下水道事業会計のほうもですね、企業会計化になったとい

うところで。同じくですね、第3条の中で下水道事業会計におきましては、こちら一般会計からですね、長期借入金1,000万円を借り入れるという説明がありました。この1,000万円はですね、やはり赤字になるということで、先ほどの寄簡水とですね、比較をして、460ページ、61ページの収益的収入と収益的支出のところのですね、差をですね、その赤字分として捉えればいいのか、それに対する補填としての1,000万円です。

また、その2点目としましては、返済、その1,000万円の返済に係るですね、借入れの返済の条件。先ほどの寄簡易水道会計と同じような、企業会計と同じような条件なのかということと。

ここで下水道事業会計も企業会計化した当初から1,000万円の借入れをするということで、7年度以降の、赤字なのかどうなのか、その辺の傾向、考え方について3点お願いをしたいと思います。

環境上下水道課長 まず先に、元利償還金…返済の件につきましては先ほどと全く同じで、元利均等払いの5年据置き10年返済、利率は財務省ということで同じ設定にしております。

一般会計、こちらはですね、先ほど460と461ページの差ということなのですが、こちらにつきましては、簡易水道のほうは前年度繰越金がほとんどないんですが、下水道のほうに関しましては前年度繰り越す金額がございますので、それでこの金額、ここの差がイコールというわけではないということで、繰越金の金額も踏まえた上で、1,000万で事業展開ができるような形で予算化させていただきました。

今後の見込みにつきましても、令和7年度の時点になってみなければ分からないので、その時点で考えていくというような形になります。以上です。

9 番 井 上 1点目はですね、寄簡易水道と同じ条件ということで、10年、5年据置きということで理解をしました。

赤字のほうは、460、61だと2,400万ぐらいになるんですかね。1,000万繰入れなんだけども、繰越金で補填をされるということで、ちょっと予算書的にはですね、その繰越金というのは出てこないのか。それはその令和5年度の特別

会計予算の繰越しなので、それはもう基本的にもうその令和6年度の事業会計予算の中には収入として、予算として見るんじゃないで、もう繰越しした財源として見ているので、その部分というのは、この予算書の中には出てきていないのかどうか、そこをですね、お願いをしたいと思います。

3点目のほうはですね、やってみないと分からないというふうな回答だったのかなというふうには思いますが、やはり、先ほどもですね、料金値上げを検討していかなければいけないというふうな回答はですね、課長のほうから出たと思います。下水道事業会計についてはその辺どうなのか。課長が回答できなければですね、町長のほうに今後の下水道利用料の見込みについてですね、お願いをしたいと思います。

環境上下水道課長 先ほどのですね、1,000万のところなんです、466ページに貸借対照表というのがございますが、この中で2の流動資産のところに、(1)現金預金1,000万というのがございます。この金額があるんで、1,000万ぐらいあれば何とかなるといふふうなことで合算したところで、1,000万を借り入れれば事業運営ができるということで判断いたしました。

今後の点につきましては、ある程度のその推計みたいなものは作ってんですが、それによってですね、変化するので、今の…それによって変化するので、今の時点では、言えるのは、1点だけ言えるのは、今の下水道会計は、新たに起債で借り入れるものよりも起債の返済のほうが大きいんで、そういう意味では、多少は水道会計よりは苦しくないというような状況の影響はあります。ただ、そういうところを…（「どっちの会計。」の声あり）はい。（「寄の水道会計というもの。」の声あり）そうです。簡水ですね。そういうところがあるので、下水道会計の起債に関しては償還金のほうが大きいんで、多少そういうところは大丈夫だといふところはあるんですが、だからといって、今後も安全かといふと、そういう状況でもございませんで、まずは水道のほうを至急考えた上で、下水のほうも当然審議会のほうでこの辺は検討をしております。以上です。

9 番 井 上 繰越金の関係はその466ページの流動資産の中での動きで、その1,000万円に

対する不足分というのは対応できるというのは理解ができました。

あとですね、料金的には公債費のほうが大きいのでということですが、年々ですね、公債費の借入れの本数というのは減るかもしれないんですけども、ただ、基本的には元利が均等償還なのでね、ある程度の公債費を返還をしていくというのは、額的にはそんなに急激には減らないのではないかなと私は推測をします。ですので、その辺がですね、またこの下水道事業会計予算もですね、特別会計のほうに付託をされるというふうに理解しておりますので、そこで細かい説明なりをですね、していただけたらというふうに思います。まずその前に、町長のほうでですね、その下水道事業会計が企業会計化になったと同時にですね、赤字として一般会計からの借入れをします。今後の料金値上げについて、どう考えていくのか。なかなか、収益を増やすといってもですね、やはり料金値上げしかないのではないかとこのことを踏まえまして、町長の見解をお伺いをいただきたい…お願いをしたいと思います。

町長 まず、キャッシュ・フローの計算書を見れば大体一目瞭然ですよ。どのくらい赤字になって、どういうふうな格好でお金が回っているか。多分ここからちゃんと特別委員会でちょっと説明させますので、多分、その見方から多分教えないと、多分今みたいな何かよく分からない議論になっちゃうのかなって気がします。ですので、下水道だけ見ると、1,000万借入れしなくたっていいわけですよ、このキャッシュ・フロー見れば。ただ、現金が途中で足らなくなるんで、借り入れとかなないと回っていかないから1,000万借りるというふうな計算になっている状況だということだという、キャッシュ・フロー図見れば、もう分かっている人が見ればすぐ分かる計算なんですね。

あとですね、今後の事業見込みの話…事業というか、今後の下水道事業の話ですけども、もう御存じのように、この敷設をしてもう数十年というふうな状況たっています。そのときのルールからすると、敷設をする…の分の、分は町が見ましようよというふうなところからスタートをしている現状であるので、町からずっとこう補填をしているわけなんですけど、これから新しくランニングだとかしていく分については、これはもう、これもまた原則論、皆さん方に

理解をしてもらわなければ、受益者負担。要は、利用料としてお金をもらっているというか、使用料でお金をもらってるので、使用者が負担をするということなんですね。これ税金とは違うものですから。これは本当に人が減れば減るほど、この間の議員さんの質問の中で、ちょっと分かりやすくということでは言いましたけど、割り勘という形で、人数が減れば減るほどかかるお金に対する割り勘効果が出てこなくなっちゃう。そうすると、おのずとこの下水に関しては値上げをしていかなきゃいけない時期が必ず来るのはもう間違いないです。これは長い目で見れば見るほど。ただし、我々がその間やらなきゃいけないのは、割り勘効果が下がらないように、人口を増やしたりだとか、住む人たちを増やす、そういった格好で、負担が増やさないように努力をしていかなきゃいけないということがあります。だから一時的にはちょっと負担が一旦増やす時期も来るのはもう見えますけども、そうならないように努力していかなきゃいけないというふうな感覚です。ですので、必要な額、要は維持管理、持続可能な事業を計画…契約していくためには、時によっては値上げをするときに必ず来るのではなかろうかというふうに考えています。以上です。

9 番 井 上 町長のお考えは理解はしたと思います。先ほどのキャッシュ・フロー等ですね、部分の説明、今までの特別会計から企業会計化をしたということでの説明等はですね、また特別委員会の中で分かりやすくですね、説明をしていただくことをお願いをいたします。その中でですね、今おっしゃられましたその、できましたらということですね、お願いなんですけれども、その下水道料金値上げのシミュレーションみたいなものが提示されればですね、幸いかと思います。以上で終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。



お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきまして、先日設置されました予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

議 長 以上で本日の会議はこれをもって延会といたします。本日はお疲れさまでした。なお、午後1時から予算審査特別委員会を開催いたしますので、委員長の指示に従ってお願いいたします。

12日(火曜日)は、午前10時から議会タブレット運用推進特別委員会、午後1時から産業厚生常任委員会を開催いたしますので、各委員長の指示に従ってください。13日の水曜日は、午前9時から予算審査特別委員会を開催いたしますので、委員長の指示に従ってください。14日の木曜日は、午前中は委員会予備日となっておりますので、各委員長の指示に従ってください。午後2時より本会議を開催いたしますので、議員の皆様は定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日はお疲れさまでした。(11時54分)